

令和5年第5回日向市議会（定例会）提出議案
記者会見説明資料

令和5年11月17日

【提案予定の議案】

・ 条 例	8 件	・ 事件決議	1 2 件	・ 補正予算	3 件
				<u>合 計</u>	<u>2 3 件</u>

《条 例 8 件》

1 日向市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

【内 容】

D Xの推進による市民の利便性の向上と行政運営の簡素化を図ることを目的に、市の機関等への申請、届出その他の手続等を電子申請等により行うことができるよう整備することから、本条例を制定するもの。

【施 行 日】

公布の日

2 日向市公民館条例の一部を改正する条例

【内 容】

中央公民館ホールの使用に関する利便性の向上と利用者の増加を目的に、ホールのステージのみを使用するときの使用料について新たに規定することから、所要の改正を行うもの。

あわせて、大王谷公民館第1学習室、第2学習室を一括して使用するときの使用料について新たに規定することから、所要の改正を行うもの。

【施 行 日】

公布の日

3 日向市文化交流センター条例の一部を改正する条例

【内 容】

日向市文化交流センター大ホールの使用に関する利便性の向上と利用者の増加を目的に、大ホールのステージのみを使用するときの使用料について新たに規定することから、所要の改正を行うもの。

【施 行 日】

公布の日

4 日向市日向サンパークオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

【内 容】

日向サンパークオートキャンプ場ドッグランの利便性の向上と利用者の増加を目的に夏季（7月1日から9月30日まで）に限り、使用時間を現行から1時間延長し、午前9時から午後6時までとすることから、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

5 日向延岡新産業都市計画事業亀崎土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

【内 容】

亀崎土地区画整理事業における清算業務の完了に伴い、本条例の廃止を行うもの。

【施行日】

公布の日

6 日向延岡新産業都市計画事業日向南町土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

【内 容】

日向南町土地区画整理事業における清算業務の完了に伴い、本条例の廃止を行うもの。

【施行日】

公布の日

7 日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【内 容】

社会経済情勢の変化に伴い多様化している住宅困窮者の居住ニーズに的確に対応するため、日向市営住宅における単身入居可能世帯の範囲を拡大すること等について、所要の改正を行うもの。

【施行日】

令和6年1月1日

8 日向市農業集落排水事業受益者負担金徴収条例を廃止する条例

【内 容】

農業集落排水処理施設の供用開始に伴う受益者負担金について、徴収が完了したこと及び今後の新規区域の事業着手が見込まれないことから、本条例の廃止を行うもの。

【施行日】

公布の日

《事件決議 12件》

1 日向東臼杵広域連合規約の変更について

【内 容】

日向東臼杵広域連合の「一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務」に本市が加入することに伴う規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【根 拠】

地方自治法第291条の3及び第291条の11

2～11 日向市公の施設の指定管理者の指定について

番号	施設名	指定管理者候補者名	更新新規の別	指定期間
2	日向市日知屋児童センター 日向市大王谷児童館	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	更新	5年間
3	日向市老人福祉センター	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	更新	3年間
4	日向市美々津老人福祉センター	石並区自治会	更新	5年間
5	日向市平岩ふれあい館	社会福祉法人立縫会	更新	5年間
6	日向市立ひまわり寮	社会福祉法人清風会	更新	5年間
7	日向市立鈴峰園	社会福祉法人南郷会	更新	5年間
8	日向市文化交流センター	公益財団法人日向文化振興事業団	更新	5年間
9	日向市日向サンパークオートキャンプ場 日向サンパーク体育施設	株式会社日向サンパーク	更新	3年間
10	日向市駅東駐車場	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	更新	3年間
11	日向市営住宅等	県北住宅管理センター	更新	5年間

【内 容】

指定管理者制度を導入している公の施設のうち、「日向市日知屋児童センター」ほか11施設について、指定期間の満了を迎えることから、指定の更新を行うため、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【根 拠】 地方自治法第244条の2第6項

日向市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条

12 字の区域の変更について

【内 容】

県営経営体育成基盤整備事業 鶉毛・杵木地区2換地区の土地改良事業を施行したことに伴い、新たに字界を定めるもの。

【根 拠】 地方自治法第260条第1項

《令和5年度補正予算 3件》

1 令和5年度日向市一般会計補正予算（第5号）

2 令和5年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

3 令和5年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）